

# セキュリティ要件適合評価 及びラベリング制度の 評価機関承認等に関する要求事項

令和8年6月



JSM-03

独立行政法人情報処理推進機構

目次

第1章 目的.....	1
第2章 用語.....	1
第3章 適合評価及び認証の規格.....	2
第4章 評価機関承認申請に係る要求事項.....	2
4.1 評価機関承認申請ができる要件.....	2
4.2 評価機関承認に必要な要求事項.....	3
4.3 評価機関承認申請手続の要求事項.....	3
4.4 評価機関承認申請受理後の要求事項.....	4
第5章 評価者資格付与申請に係る要求事項.....	5
5.1 評価者資格の取得に必要な要求事項.....	5
5.2 評価者資格付与申請手続の要求事項.....	7
5.3 評価者候補に対する要求事項.....	7
5.4 評価者資格付与申請受理後の要求事項.....	7
第6章 試行評価及び評価作業に係る要求事項.....	8
6.1 試行評価に係る要求事項.....	9
6.2 試行評価の評価作業に係る要求事項.....	9
6.3 評価作業に係る要求事項.....	10
6.4 評価の公平性及び独立性の確保に係る要求事項.....	11
第7章 評価機関承認の維持に係る要求事項.....	12
7.1 評価機関に対する要求事項.....	12
7.2 評価機関の承認後の変更.....	13
7.3 評価機関の承継.....	14
7.4 評価機関の廃止の届出.....	14
7.5 評価機関の承認の一時停止又は取消し.....	15
7.6 評価機関リストへの掲載.....	16
第8章 評価者資格の維持に係る要求事項.....	16
8.1 資格保持評価者に対する要求事項.....	16
8.2 資格保持評価者の登録変更の届出.....	18
8.3 評価者資格の維持申請.....	18
8.4 資格保持評価者の離職の届出.....	18
8.5 資格保持評価者の復職の届出.....	18
8.6 評価者資格の抹消.....	19

## セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の評価機関承認等に関する要求事項

制定 令和8年6月5日 2026情セ技第61号

### 第1章 目的

「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の評価機関承認等に関する要求事項 (JSM-03)」(以下「本要求事項」という。)は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が認証機関として実施するセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(以下「本制度」という。)において、適合ラベル取得申請者・認証機関と独立した機関が、認証機関から評価機関としての承認を得るために必要な事項、及び承認を得た評価機関がその承認を維持するために必要な事項を定めることを目的とする。

評価機関の承認・維持の取扱いについては、本要求事項に定めるもののほか、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の基本規程 (JSS-01)」(以下「制度基本規程 (JSS-01)」という。)に定めるところによる。

なお、評価機関承認申請等に関する手続については、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の評価機関承認申請等のための手引 (JSM-03-A)」(以下「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」という。)に詳細を定める。

### 第2章 用語

本要求事項で使用する用語は、次に定めるほか「制度基本規程 (JSS-01)」及び適合基準等において使用される用語の例による。

#### **ISO/IEC 17025 : 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」**

試験所及び校正機関が特定の試験又は校正を実施する能力があるものとして認定を受けようとする場合の一般要求事項を規定したもの。本制度においては、評価機関が IoT 製品の適合評価を実施する能力があるものとして認定・承認を受ける場合の要求事項として使用する。

#### **ISO 19011 : 「マネジメントシステム監査のための指針」**

マネジメントシステム監査のための指針であり、品質及び環境マネジメントシステムの内部または外部監査の実施に関する手引を提供する。本制度においては、資格保持評価者に求められる個人的特質として準用する。

#### **試行評価 :**

評価機関候補が、認証機関の監督の下で実際の評価作業を通じて評価機関としての能力を有することを証明するために実施する評価活動のことをいう。

#### **情報セキュリティサービス基準適合サービス :**

経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」に適合する情報セキュリティサービスをいう。

#### **適合基準等 :**

本制度のセキュリティ要件、適合基準、評価手順及び評価ガイダンス並びにそれらの補足文書をいう。

**認定機関：**

ISO/IEC 17025 に基づき、本制度における評価機関としての要件を満たしていることの認定を行う機関で、本制度では、独立行政法人製品評価技術基盤機構としている。

**品質マニュアル：**

評価機関が品質マネジメントシステムを規定する文書。ISO/IEC 17025 の要求事項を満たした手順等が記述される。

**復職：**

評価者資格を付与された評価者が、離職届を認証機関に提出して離職した後、1年以内に離職した評価機関の評価業務に復帰することをいう。なお、1年を越えている場合には新規の扱いとなる。

**ペネトレーションテスト：**

攻撃者が実際に侵入等を行うために用いる手法と同様の手法により、評価対象製品のセキュリティ機能を回避して攻撃の目的を達成できるかの観点から行う試験をいう。

**離職：**

評価者資格を付与された評価者が、評価業務から離れることをいう。  
評価者資格付与を自ら辞退するほか、以下の①～③のいずれかに該当する場合には離職したものとみなす。

- ① 評価者が、所属する評価機関を退職した場合
- ② 評価者が、評価機関を担当する部署から別部署に異動した場合
- ③ 評価者は評価機関に所属しているが、評価業務に従事しなくなった場合

### 第3章 適合評価及び認証の規格

本制度で行う適合評価及び認証は、適合基準等に基づく。

### 第4章 評価機関承認申請に係る要求事項

認証機関は、評価機関承認申請を行う機関及び適合基準のレベルの拡大申請を行う承認済みの評価機関（以下「評価機関候補」という。）に対して、次に掲げる事項を評価機関承認申請に係る要求事項として適用する。

#### 4.1 評価機関承認申請ができる要件

評価機関承認申請を行う機関は、以下の①～⑤のいずれかに該当すること。

- ① 本制度での評価機関として承認されている。

- ② 「IT セキュリティ評価及び認証制度 (JISEC: Japan Information Technology Security Evaluation and Certification Scheme)」における評価機関として承認されている。
- ③ 「情報セキュリティサービス基準適合サービス」において、「脆弱性診断サービス」「ペネトレーションテスト (侵入試験) サービス」及び「機器検証サービス」の3つのサービス区分のすべてに登録されている。
- ④ 「CC 承認アレンジメント (CCRA: Common Criteria Recognition Arrangement)」における評価機関として承認されている。
- ⑤ 本制度と相互承認を締結している制度であって、実機による脆弱性検査又はペネトレーションテストを実施する評価項目が含まれている場合に、当該制度の認証機関によって評価機関として承認されている。

#### 4.2 評価機関承認に必要な要求事項

評価機関候補は、申請するにあたり、以下に掲げる手続を理解し、必要な手続を行わなければならない。詳細な手続については、「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」で定める。

- (1) 評価機関候補は、本制度における評価機関としての要件を満たしていることについて認定機関の認定を受けなければならない。適合基準のレベルの拡大を行う場合においても、再度認定が必要となる。  
評価機関候補は、認定機関が提示している「認定情報」の電子ファイルを認証機関へ提出すること。
- (2) 評価機関候補は、認定機関への認定申請後に、認証機関に評価機関承認申請をすることができる。評価機関候補は、当該申請に係る機構及び経済産業省からの確認作業に協力しなければならない。  
申請受理不可と判断された場合には、当該申請は却下され、手続は終了する。
- (3) 以上の (2) で申請が受理された評価機関候補は、4.3 及び 4.4 の要求事項を満たし、それらがすべて適切であると認証機関が認めた場合に、評価機関として承認される。承認された評価機関には「評価機関承認書」が発行され、機構が管理する Web サイトに掲載されている評価機関リストに公開される。

#### 4.3 評価機関承認申請手続の要求事項

- (1) 評価機関候補は、本要求事項及び「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」のすべての項目を十分に確認し、必要な準備を行うこと。
- (2) 評価機関候補は、「評価機関承認申請書」及び必要な書類（「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」に定める書類）を認証機関に提出すること。また、申請手続を行うために必要な最新の情報を、機構が管理する Web サイトから取得すること。最新の情報に従っていない申請の場合、申請が受領されない。
- (3) 評価機関候補は、秘密情報の取扱いに関して、認証機関との間で「秘密保持契約書」を

締結しなければならない。

- (4) 評価機関候補は、本要求事項のほか、「制度基本規程 (JSS-01)」、「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項 (JSM-02)」（以下「ラベル取得要求事項 (JSM-02)」という。）及び「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」の内容を十分に理解し、遵守しなければならない。
- (5) 評価機関候補の提出書類及び手続等で使用する言語は、日本語又は英語とする。また、日本語での問合せ対応ができる体制を用意すること。法人格を証明する書類等の原文が日本語又は英語のいずれでもない場合は、評価機関候補は原文の他、日本語訳又は英語訳を提出すること。日本語訳又は英語訳いずれかの提出がない場合、申請が受理されない。
- (6) 評価機関候補は、評価業務に必要な品質マニュアル及び教育・訓練プログラム（カリキュラム及び実際に使用される教材等）について、以下の①～③のとおり整備すること。
  - ① 品質マニュアルは、ISO/IEC 17025 の要求事項を満たすこと。
  - ② 評価機関の品質マニュアルに基づき、最新の技術及び評価手法に関する適切な教育・訓練プログラムが構築されていること。
  - ③ 教育・訓練プログラムは、評価機関候補が評価を行う適合基準のレベルにおける技術に見合った適切な内容であること。
- (7) 評価機関候補は、適合評価を実施する施設及び設備について、以下の①～②のとおり整備すること。
  - ① 適合評価を実施する施設は、ISO/IEC 17025 の 6.3 の要求事項を満たすこと。
  - ② 適合評価に用いる設備は、ISO/IEC 17025 の 6.4 の要求事項を満たすこと。
- (8) 評価機関として認証されるためには、申請する適合基準のレベルの評価者資格を有する評価者（以下「資格保持評価者」という）を 1 名以上有していなければならない。よって、評価機関承認申請にあたっては、当該承認申請における適合基準のレベルと同レベルの資格保持評価者を有しているか、評価資格付与申請を行っていることが必要となる。なお、資格保持評価者が確保されるまでは評価機関としての承認に必要な要件が満たされない。
- (9) 評価機関候補は、認証機関が定める申請手数料（「セキュリティ要件適合評価機関承認業務取扱手順 (JSM-01-B)」（以下「評価機関承認業務手順 (JSM-01-B)」という。）別表に記載された額）を支払うこと。なお、一旦支払われた申請手数料は、事由にかかわらず、一切返金されない。

#### 4.4 評価機関承認申請受理後の要求事項

- (1) 評価機関候補は、適合評価を実施する施設及び設備について、認証機関による評価機関

候補に対する現地審査を要求された場合は受入れ、必要な便宜を図り対応すること。

- (2) 評価機関承認申請から 1 年以内に評価機関の承認が完了しなかった場合、自動的に評価機関承認申請が取下げられたものとみなされる。
- (3) 評価機関候補は、「評価機関承認申請書」の取下げを行う場合は、「評価機関承認申請書記載事項訂正願・取下げ届」を認証機関に提出すること。
- (4) 評価機関候補は、「評価機関承認申請書」記載事項の訂正や変更を行う場合には、「評価機関承認申請書記載事項訂正願・取下げ届」を認証機関に提出すること。また、「評価機関承認申請書」以外の提出した添付書類を訂正又は変更する場合は、当該書類の差替えや改訂版を添付して、認証機関に提出すること。
- (5) 現地審査の訪問先が認証機関の近地（100 キロメートル未満）を超える場合、現地審査に要する認証機関の旅費は、評価機関候補が負担すること。

## 第 5 章 評価者資格付与申請に係る要求事項

認証機関は、資格保持評価者になるための評価者資格付与申請の対象者（適合基準のレベルの拡大申請の対象となる評価者を含む。以下「評価者候補」という。）に対して、次に掲げる事項を評価者資格付与申請に係る要求事項として適用する。

### 5.1 評価者資格の取得に必要な要求事項

評価機関、評価機関候補、及び 4.1 に該当する機関（以下「評価機関等」という。）は、評価者資格付与申請するにあたり、以下に掲げる要求事項を理解したうえで、必要な手続を行わなければならない。詳細な手続については、「評価機関承認申請手引（JSM-03-A）」で定める。

- (1) 評価者候補は、評価機関等に在席する職員（常勤・非常勤・短時間勤務者）とする。派遣労働者は含まない。
- (2) 評価者候補は、評価者資格付与申請に係る機構からの確認作業に協力しなければならない。確認作業の結果、申請受理可と判断された場合に申請が受理される。
- (3) 以上の (2) で申請が受理された評価者候補に対して、以下の①～⑥のいずれかの能力評価により、評価者としての能力を有することを認証機関から認められなければならない。
  - ① 本制度での評価機関又は評価機関候補において、適合基準のレベルに対応する評価実績（ただし、評価者候補が主体的に脆弱性評価及びペネトレーションテストでの評価を実施した案件に限る。また、1 案件に対して一人の評価者候補に限る。）が申請日前 3 年以内に 5 件以上有する場合は、当該評価実績の概要説明をした資

料に基づく能力評価。この場合、試行評価は不要とする。

- ② 「IT セキュリティ評価及び認証制度 (JISEC: Japan Information Technology Security Evaluation and Certification Scheme)」又は「CC 承認アレンジメント (CCRA: Common Criteria Recognition Arrangement)」での評価機関として承認されている評価機関又は評価機関候補において、評価者候補が主体的に脆弱性評価又はペネトレーションテストでの評価を実施した CC 案件 (なお、1 案件に対して一人の評価者候補に限る。) が申請日前 3 年以内に 5 件以上有する場合は、当該評価実績の概要説明をした資料に基づく能力評価。なお、本制度の★4 については、CC における EAL4 以上の案件を含むこと。この場合、試行評価は不要とする。
  - ③ 情報セキュリティサービス基準適合サービスの「脆弱性診断サービス」「ペネトレーションテスト (侵入試験) サービス」及び「機器検証サービス」の 3 サービス区分に登録された事業者において、評価者候補が主体的にペネトレーションテストを含む脆弱性診断を実施した案件 (ただし、ペネトレーションテストを含む脆弱性診断の水準が、本制度での適合基準のレベルに相当するものであることが必要である。また、1 案件に対して一人の評価者候補に限る。) が申請日前 3 年以内に 10 件以上有する場合は、当該評価実績の概要説明をした資料及び試行評価の結果に基づく能力評価
  - ④ 本制度と相互承認を締結している制度であって、実機による脆弱性検査又はペネトレーションテストを実施する評価機関として当該制度の認証機関によって評価機関として承認されている事業者において、評価者候補が主体的に脆弱性診断又はペネトレーションテストでの評価を実施した案件が申請日前 3 年以内に 5 件以上有する場合は、当該評価実績の概要説明をした資料に基づく能力評価。この場合、試行評価は不要とする。
  - ⑤ 以上の①～④において評価者候補の評価実績が定められた案件数に達しない場合であって、当該評価者が、別途、認証機関が管理する Web サイトに掲載する評価・認証制度での評価機関においてペネトレーションテストを含む脆弱性診断を実施した案件 (ただし、ペネトレーションテストを含む脆弱性診断の水準が、本制度での適合基準のレベルに相当するものであることが必要である。また、1 案件に対して一人の評価者候補に限る。) を申請日前 3 年以内に実施した経験を有する場合には、その案件数を評価実績に算入することができる。ただし、その場合には必ず試行評価を必要とする。
  - ⑥ 認証機関が定期的又は不定期に実施する実技テストに基づく能力評価
- (4) 以下の①及び②の事項について認証機関の認証要員による審査により、評価者候補が本制度における評価者資格を付与するのに必要な知識を有していることを認証機関から認められなければならない。
- ① 情報処理技術、特に TCP/IP 等のネットワークの専門知識及び情報セキュリティ技術や暗号技術等の専門知識を持っていること。
  - ② 適合評価・認証に関連する「制度基本規程 (JSS-01)」、「ラベル取得要求事項 (JSM-02)」及び本要求事項に精通していること。

- (5) 以上の (3)、(4) 及び 5.3 の要件を満たしていると認められた場合に、認証機関から評価者候補に対して資格保持評価者としての資格が付与される。

## 5.2 評価者資格付与申請手続の要求事項

- (1) 評価機関等が、以下のいずれかの条件で評価者資格付与申請を行うこと。
- ① 本制度の評価機関としての承認された適合基準のレベル以下
  - ② 本制度の評価機関候補として申請している適合基準のレベル以下
  - ③ 本制度の評価機関又は評価機関候補以外の場合、適合基準のレベルは★3
- (2) 評価機関等は、評価者候補が適合基準等に関する適切な能力を修得していることを確認しなければならない。
- (3) 評価機関等は、「評価者資格付与申請書」及び必要な書類（「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」に定める書類）を認証機関へ提出すること。
- (4) 評価機関等が作成する申請書類及び手続等で使用する言語は、日本語又は英語とする。また、日本語での問合せ対応ができる体制を用意すること。なお、日本語又は英語以外で記載された申請書類では申請が受理されない。
- (5) 評価者候補は、試行評価を行う場合には、認証機関が通知した「認証作業担当通知書」の発行日から 30 日以内に実質的に試行評価に携わること。
- (6) 評価者資格付与の申請を行う評価機関等は、認証機関が定める申請手数料（「評価機関承認業務手順 (JSM-01-B)」別表に記載された額）を支払うこと。なお、一旦支払われた申請手数料は、申請を取下げた場合であっても返金しない。

## 5.3 評価者候補に対する要求事項

- (1) 以下の①又は②のいずれかに該当すること。
- ① 理工系の高等専門学校、短期大学若しくは専修学校又はこれらと同等以上と認められる教育機関を卒業していること。
  - ② 情報技術分野における 3 年以上の実務経験を有すること。
- (2) 評価の公平性及び独立性が確保されていること。
- (3) 8.1 (1) ～ (5) の要求事項を満たすこと。このとき、評価者候補に対しては、「評価者」を「評価者候補」と読み替えたものを、評価者候補に対する要求事項として適用する。

## 5.4 評価者資格付与申請受理後の要求事項

- (1) 評価者資格付与申請から原則 1 年以内に審査が完了しなかった場合、自動的に評価者資格付与申請を取下げられたものとする。

- (2) 能力評価として試行評価を実施する場合、認証機関の監督の下で試行評価の作業を実施し、完了させること。
- (3) 試行評価について、認証機関による現地審査を要求された場合は受入れ、かつ、認証機関の指示に基づき評価作業の実施記録を開示する等、必要な便宜を図り対応すること。現地審査の訪問先が認証機関の近地（100 キロメートル未満）を超える場合、現地審査に要する認証機関の旅費は、評価機関等が負担すること。
- (4) 評価機関等は、「評価者資格付与申請書」の記載事項の訂正や変更及び取下げを行う場合は、「評価者資格付与申請書 記載事項訂正願・取下げ届」を認証機関に提出すること。なお、本届出により、評価者が1名も評価機関に在籍しない場合であって、評価者資格付与申請が受理中の評価者候補もいなくなった場合は7.4 (1) を参照のこと。
- (5) 評価機関候補は、「評価者資格付与申請書」の取下げを行う場合は、以下の①～③を守ること。
- ① 「評価者資格付与申請書 記載事項訂正願・取下げ届」を認証機関に提出すること。
  - ② 試行評価を実施している場合、その適合ラベル取得申請者に対し評価機関承認申請を取り下げる旨を通知し、当該申請者に適合ラベル取得申請の取下げ手続又は評価機関変更手続を行うよう依頼すること。
  - ③ 試行評価について、その適合ラベル取得申請者から適合ラベル取得申請の取下げ手続が行われた場合、速やかに「評価機関承認申請書 記載事項訂正願・取下げ届」を認証機関に届け出ること。適合ラベル取得申請の取下げ日から起算して30日以内に提出がなかった場合、評価機関承認申請は取下げられたものとみなす。ただし、30日以内に別の試行評価を開始することが可能な場合にはこの限りではない。
- (6) 評価者資格付与申請中に、評価機関に係るすべての事業を別法人に譲渡した場合又は法人の合併があった場合、若しくは親会社の変更があった場合など、運営に重大な影響を与える可能性がある事由が発生する場合には、申請のやり直しとなる。試行評価を実施中の場合は、申請のやり直しに加え、以下の①～③を守ること。
- ① やり直した申請が受理されるまで評価作業を中断すること。
  - ② その適合ラベル取得申請者に対し、評価機関承認申請がやり直しになったことを通知すること。
  - ③ 申請が受理されなかった場合には、当該申請者に適合ラベル取得申請の取下げ手続又は評価機関変更手続を行うよう依頼すること。

## 第6章 試行評価及び評価作業に係る要求事項

認証機関は、評価者候補に対して、次に掲げる事項を試行評価に係る要求事項として適用する。試行評価又は評価作業において評価者候補が要求事項を満たさない場合、評価者資格を付与しない。

また、認証機関は、評価機関、資格保持評価者及び評価者候補に対して、次に掲げる事項を

評価機関承認後の評価作業に係る要求事項として適用する。認証機関は、評価作業において評価機関が要求事項を満たさない場合、評価機関の承認を取り消す。また、資格保持評価者が要求事項を満たさない場合、認証機関は評価者資格を抹消する。

### 6.1 試行評価に係る要求事項

- (1) 評価機関候補は、評価機関の承認に係る評価者付与申請に係る試行評価を並行して2件以上実施できない。
- (2) 評価者付与申請に係る試行評価は、1名の評価者候補に対し1件とする。なお、申請できる適合基準のレベルの範囲は5.2で示す。  
試行評価中において、当該試行評価を担当する評価者候補に対する新たな評価者資格付与申請は、新たな試行評価を要することとなるため却下される。
- (3) 評価者付与申請に係る試行評価の結果が認証機関から最終的に却下された場合は、当該試行評価により評価者資格付与を受けようとしていた評価者候補に係る評価者資格付与申請は却下される。
- (4) 適合ラベル取得申請者により試行評価における適合ラベル取得申請の取下げ手続が行われた場合、速やかに当該試行評価により評価者資格付与を受けようとしていた評価者候補に係る評価者資格付与申請を取り下げること。  
ただし、30日以内に別の試行評価を開始することが可能な場合にはこの限りではない。

### 6.2 試行評価の評価作業に係る要求事項

- (1) 6.3(1)(2)及び(4)～(7)の要求事項を満たすこと。このとき、「資格保持評価者」を「評価者候補」と読み替えたものを、試行評価の作業に係る要求事項として適用する。
- (2) 試行評価の担当は評価者候補としなければならない。
- (3) 評価機関は、試行評価が終了した時点で、評価者候補が作成した「評価報告書(仮)」を認証機関に提出すること。
- (4) 評価機関は、認証機関から「評価報告書(仮)」における問題点に係る「認証レビュー」を受領した場合は、速やかに対応し回答すること。なお、評価者候補が回答を作成しなければならない。
- (5) 評価機関は、「認証レビュー」で示された問題解決を図るため、認証機関から問題解決のための会合の要請がある場合は、速やかに評価者候補に担当させなければならない。会合で使用する言語は、原則日本語とする。
- (6) 評価機関は、認証機関の指摘する「評価報告書(仮)」の修正を速やかに行うこと。なお、評価者候補が「評価報告書(仮)」の修正を行わなければならない。

- (7) 評価者付与申請が承認されるまで、認証機関による「評価報告書」としての受理が保留されることに留意すること。評価者付与申請が却下又は取下げられた場合は、評価結果にかかわらず「評価報告書(仮)」は却下されることに留意すること。
- (8) 認証機関は「評価報告書(仮)」に対する調査終了すると、試行評価の結果を踏まえて「試行評価完了」又は「評価者付与申請却下」の判断を行い、評価機関にその結果を通知する。「試行評価完了」となった場合、評価者資格の承認作業が再開されるので、認証機関は必要な手続きを行うこと。
- (9) 評価者資格の承認を受け、認証機関は、速やかに「評価報告書」を認証機関及び適合ラベル取得申請者に送付すること。

### 6.3 評価作業に係る要求事項

認証機関は、評価機関に対して、次に掲げる事項を評価作業に係る要求事項として適用する。

- (1) 評価機関は、評価の実施に際して、「制度基本規程 (JSS-01)」、「ラベル取得要求事項 (JSM-02)」及び本要求事項に記載の事項を遵守し、「評価報告書」の品質に責任を負うこと。
- (2) 評価機関は、適合ラベル取得申請者から評価対象の「適合評価・認証申請受付受理票」を受領し、その内容を確認すること。
- (3) 評価作業を複数名で行う場合、1名以上の資格保持評価者を含み、資格保持評価者ではない評価担当者の数は資格保持評価者が監督可能な人数を超えないこと。また、評価作業の結果、及び評価報告書の内容が適正であることを資格保持評価者が必ず確認すること。
- (4) 認証機関は、評価を担当する資格保持評価者及び評価担当者全員分の情報を含めて「評価機関評価業務適格性チェックリスト」を作成しなければならない。
- (5) 評価機関は、認証機関が発行する「認証作業担当通知書」の発行日以降に評価を開始すること。
- (6) 評価機関は、評価作業中に問題を発見した場合は、速やかに「所見報告書」を作成して適合ラベル取得申請者に通知すること。
- (7) 評価機関は、適合ラベル取得申請者のサイト訪問を実施する場合、予定日時、場所、サイト訪問の目的(確認する項目、インタビュー対象者、質問事項、タイムテーブル等)を含む実施計画書を作成し、サイト訪問の2週間前までに認証機関の確認を得ること。
- (8) 評価機関は、評価終了後に「評価報告書(案)」を認証機関に提出すること。

- (9) 評価機関は、認証機関から「評価報告書 (案)」における問題点に係る「認証レビュー」を受領した場合は、速やかに対応し回答すること。
- (10) 評価機関は、「認証レビュー」で示された問題解決を図るため、認証機関から問題解決のための会合の要請がある場合は、速やかに対応すること。会合で使用する言語は、原則日本語とする。
- (11) 評価機関は、認証機関の指摘する「評価報告書 (案)」の修正を速やかに行うこと。
- (12) 評価機関は、認証機関による「評価報告書 (案)」の調査終了の連絡を受け次第速やかに「評価報告書」を認証機関及び適合ラベル取得申請者に送付すること。
- (13) 評価機関は、個々の評価作業中に、資格保持評価者の離職又は評価者資格の抹消により当該適合基準のレベルに係る評価が困難になった場合は、速やかに代替の資格保持評価者を割り当てること。また、直ちに評価中の製品の適合ラベル取得申請者に対し、今後の対応について通知すること。
- (14) 評価機関は、資格保持評価者の離職又は評価者資格の抹消により、常勤の資格保持評価者 (派遣労働者、短時間労働者、及び病気療養などの事由により評価作業を事実上担当できない者を除く。) の評価者が 1 名も評価機関に在籍しなくなった場合であって、評価者資格付与申請が受理中の評価者候補もない場合となった場合、7.4 の手続きを実施すること。

#### 6.4 評価の公平性及び独立性の確保に係る要求事項

認証機関は、評価機関に対して、次に掲げる事項を個々の評価の公平性及び独立性を確保に係る要求事項として適用する。評価機関候補に対しても、次に掲げる事項において、「評価機関」を「評価機関候補」と読み替えたものを、要求事項として適用する。

- (1) 評価機関は、評価作業に当たり、常に公平性、独立性の確保を求められ、これに反する行為を行ってはならない。
- (2) 評価機関は、評価作業に関する判断の独立性及び誠実性についての信用を傷つけるおそれのある活動に従事してはならない。
- (3) 評価機関の公平性及び独立性について、以上の (1) 及び (2)、並びに ISO/IEC 17025 の 4.1.1～4.1.3 を遵守すること。
- (4) 評価機関は、以上の (1) ～ (3) を満たすことを確認するために以下の項目について「評価機関評価業務適格性チェックリスト」によるチェックをおこない、その結果を適合ラベル取得申請者に提出し、その内容に責任を負うこと。

- ① 評価機関の独立性  
評価機関及び評価機関と資本関係を有する法人が、評価対象製品の申請部門及び開発部門が属する法人とは同一でないこと。
  - ② 評価者等の独立性  
評価者及び評価作業に関する要員が、評価対象製品の申請部門又は開発部門が属する法人と、2年前から現在までの期間において利害関係がないこと。
  - ③ 責任と義務の独立性  
評価機関は、評価対象製品の申請部門及び開発部門とは独立して事業活動を行い、両者の責任及び義務は互いに独立していること。
  - ④ 財務上の独立性  
評価機関は、評価対象製品の申請部門及び開発部門とは独立した予算で運営し、財務上の関係を一切持たないこと。
  - ⑤ 技術上の独立性  
評価機関は、評価対象製品に係る評価用提供物件の作成支援を行っていないこと。
  - ⑥ 組織の独立性  
評価機関は、評価機関が属する法人内の評価対象製品に係る評価用提供物件の作成支援部門との間で、直接の指示権限を持っている管理者を共有していないこと。
- (5) 認証機関が評価の独立性を保証できないと判断した場合は、認証申請の手続きを継続することができない。また、「評価機関評価業務適格性チェックリスト」の記載内容に事実と異なる記述が発見された場合は、評価機関承認の取消し、又は適合ラベル取得申請、評価機関承認申請、評価者資格付与申請等、すべての申請が却下される。

## 第7章 評価機関承認の維持に係る要求事項

認証機関は、評価機関に対して、次に掲げる事項を評価機関が承認された状態の維持に係る要求事項として適用する。詳細な手続については、「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」で定める。

### 7.1 評価機関に対する要求事項

- (1) 評価機関は、1名以上の常勤の資格保持評価者（派遣労働者、短時間労働者、及び病気療養などの事由により評価作業を事実上担当できない者を除く。）が在籍すること。
- (2) 認証機関は年1回、当年4月1日時点での評価機関に在籍する資格保持評価者及び評価担当者の一覧を認証機関に報告すること。
- (3) 適合評価における適合基準のレベルは、評価作業を担当する資格保持評価者に対して付与された適合基準のレベルの資格の範囲を超えないこと。ただし、適合基準のレベルの拡大審査における試行評価を除く。
- (4) 評価機関が品質マニュアルに基づき構築し、認証機関がその内容を確認した教育・訓練プログラムに基づき、資格保持評価者及び評価担当者に対して、最新の技術及び評価手法に関する適切な教育・訓練を、計画的かつ定期的に行うこと。

- (5) 認証機関が必要と判断した場合、認証機関による調査を受入れ、かつ、認証機関の指示に基づき評価作業の実施記録を開示する等、必要な便宜を図り協力すること。
- (6) 評価機関は、適合評価・認証に関連して損害賠償請求を受けた場合であっても、適合評価・認証において機構に故意又は重過失がない限り、機構には一切の責任を問わないこと。
- (7) 評価機関は、日本国内で行われる認証機関が主催する会合等に参加し、本制度の発展・推進に協力すること。会合で使用する言語は、原則日本語とする。
- (8) 評価機関は、評価機関の品質マニュアルを遵守して評価業務が運営されていること及び評価機関における評価が適正な技術レベルを維持していることの確認のために、以下の①～⑤に定めるとおり、認証機関による定期的な審査を受けなければならない。ただし、認定機関による定期審査の際、認証機関が同席しこれらの事項を確認できた場合は、認証機関による審査は省略される。
  - ① 評価機関は、評価機関の承認後、認証機関により実施される定期審査を少なくとも2年に1回受けること。
  - ② 受審にあたっては品質マニュアル及び関連する規程、手順、教育・訓練プログラム、各種記録等を準備すること。
  - ③ 評価機関は、認証機関による ISO/IEC 17025、本要求事項及び適合基準等に基づく審査を受けること。
  - ④ 評価機関は、認証機関による審査の結果、是正が必要な場合には、認証機関が指定した期限内に是正の実施及び完了通知を書面で提出すること。
  - ⑤ 訪問先が認証機関の近地（100 キロメートル未満）を超える場合、現地審査に要する認証機関の旅費は、評価機関が負担すること。

## 7.2 評価機関の承認後の変更

- (1) 評価機関が承認を受けている適合基準のレベルの範囲を拡大する場合は、第4章の手順を踏むこと。
- (2) 評価機関は、7.3 に該当する場合を除き、以下の①～③のいずれかに該当する登録事項の変更がある場合は、認証機関へ「評価機関承認変更届」と必要な書類（「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」に定める書類）の提出により評価機関の承認事項の変更を行わなければならない。遅くとも登録事項の変更が生じた日から起算して30日以内に、認証機関に必要な書類を提出すること。
  - ① 評価者の離職等に伴い評価機関が承認を受けている適合基準のレベルの範囲が縮小される場合
  - ② 所在地が変更される場合（移転の他、住所表記が変更された場合を含む。）
  - ③ 法人の名称、評価機関の名称変更がある場合（7.3 に伴う変更の場合を除く。）

- (3) 評価機関は、4.3 で提出した品質マニュアル、教育・訓練プログラム並びに適合評価を実施する施設及び設備に変更があった場合、「評価機関承認変更届」に変更のあった当該書類を添付し、速やかに認証機関に提出すること。  
 なお、認証機関が品質マニュアル、教育・訓練プログラムの並びに適合評価を実施する施設及び設備の変更内容を確認するまでの間、新規の評価者資格付与申請は受け付けられない。
- (4) 評価機関は、機構が管理する Web サイトに掲載されている評価機関リストの連絡先(氏名、E-Mail、電話、URL)を変更する場合、速やかに「評価機関承認変更届」を認証機関に提出すること。

### 7.3 評価機関の承継

- (1) 評価機関は、以下の①～⑤のいずれかに該当する事由が発生する場合には、原則として事前に、やむを得ない場合は事後速やかに、認証機関に承継申請を行わなければならない。承継申請に関し必要な事項については、「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」によるものとする。
- ① 評価機関に係るすべての事業を別法人・組織に譲渡する場合(新規に創設する法人・組織に分離する場合を含む)
  - ② 評価機関を運営する法人・組織が別の法人・組織と合併する場合
  - ③ 評価機関を運営する法人・組織の親会社に変更がある場合
  - ④ 評価機関を運営する法人・組織の主要株主(ただし、10%以上の議決権を有する場合に限る)に変更がある場合
  - ⑤ その他、評価機関の運営体制に著しい影響を与える組織整備が行われる場合
- (2) 以上の(1)による申請内容に関係する者(以下「承継関係者」という。)は、承継申請に係る機構及び経済産業省からの確認作業に協力しなければならない。  
 確認作業の結果、承継申請が受理された場合、承継に伴って修正が必要な書類の提出完了をもってその評価機関の地位を承継する。申請受理不可と判断された場合には、承継申請が却下され、承継は認められず、以上の(1)の事由発生日をもって評価機関の地位が取消される。
- (3) 承継関係者は、認証機関より現地審査を要求された場合はこれに応じること。訪問先が認証機関の近地(100キロメートル未満)を超える場合、現地審査に要する認証機関の旅費は、対応する承継関係者が負担すること。
- (4) 評価機関に係る一部の事業を譲渡する場合は承継申請をすることはできない。新規の承認申請(必要があれば廃止届出も)を行うこと。

### 7.4 評価機関の廃止の届出

- (1) 評価機関は、以下の①又は②のいずれかに該当する場合、その事実が発生した日から起算して30日以内に「評価機関承認廃止届」を認証機関に提出するとともに、以降は評

価業務を行ってはならない。

- ① 評価機関が認定機関から認定の取消しを受けた場合
  - ② 常勤の資格保持評価者（派遣労働者、短時間労働者、及び病気療養などの事由により評価作業を事実上担当できない者を除く。）の評価者が1名も評価機関に在籍しなくなった場合であって、評価者資格付与申請が受理中の評価者候補もない場合
- (2) 評価機関は、評価機関の都合により評価業務を廃止する場合、評価機関は廃止の3か月前までに「評価機関承認廃止届」を認証機関に提出しなければならない。評価機関の都合によらない事由で評価業務を廃止する場合はこの限りではない。
- (3) 以上の(1)又は(2)の「評価機関承認廃止届」の提出により、認証機関により評価機関の承認を取消しされ、機構が管理するWebサイトに掲載されている評価機関リストに廃止の事実が公開される。
- (4) 「評価機関承認廃止届」を提出した評価機関は、直ちに評価中の案件及び評価状況を認証機関に報告すること。
- (5) 「評価機関承認廃止届」を提出した評価機関は、直ちに評価中の製品の適合ラベル取得申請者に対し、評価機関の廃止及び今後の対応について通知すること。

#### 7.5 評価機関の承認の一時停止又は取消し

評価機関は、「制度基本規程 (JSS-01)」、「ラベル取得要求事項 (JSM-02)」及び本要求事項を遵守していないと判断された場合、評価機関の承認が一時停止又は取消しとなる。評価機関の承認が一時停止又は取消しとなった場合、機構が管理するWebサイトに掲載されている評価機関リストにその旨が公開される。

##### (1) 業務改善の勧告

評価機関が以下の①～③のいずれかに該当する場合には、認証機関は、書面にて認証機関が指定した期限内に業務の改善をするよう勧告する。評価機関は、書面の内容に従い、指定された期限内に改善を行うこと。

- ① 評価機関及び評価者の各手続において、定められた期限内に必要な書類を提出しなかった場合
- ② 評価機関が本要求事項又は「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」に記載される事項に従わない場合
- ③ 評価者が本要求事項又は「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」に記載される事項に従わない場合

##### (2) 一時停止

以上の(1)について、評価機関が、認証機関が指定した期限内に妥当な改善の方策を実施しない又は改善の方向性について認証機関と合意に達しない場合、認証機関は評価機

関承認の一時停止を命じる。

評価機関は一時停止の間、新規案件の受託をしてはならない。また、すべての案件の評価業務を中断しなければならない。

### (3) 一時停止の解除

一時停止中に、認証機関が、評価機関から示された改善の方策が妥当であると判断し、かつ、その改善の方策を実施していると認めた場合又は実施計画について認証機関と合意に達した場合に、一時停止が解除される。

### (4) 業務改善の再勧告

以上の (2) において一時停止になった後も妥当な改善の方策が評価機関から示されない場合、又は以上の (3) において合意された実施計画が実行されない場合は、認証機関から再度書面にて期限を指定して業務の改善を勧告する。なお、以上の (3) で合意した実施計画が計画通りに行われていない場合、一時停止の解除が取消される。

### (5) 取消し

以上の (4) において、評価機関が、認証機関が指定した期限内に再勧告に対しても妥当な対応が望めないと認証機関が判断した場合、認証機関は評価機関の承認を取り消す。また、認定機関から認定を取り消された場合には、以上の (1) 及び (3) の勧告なく、直ちに評価機関の承認を取り消すことができる。

評価機関は、認定機関から認定を取消された日又は認証機関から承認を取消された日のいずれか早い日以降は、評価作業を実施してはならない。また、直ちに評価中の案件がある適合ラベル取得申請者に対し、評価機関の承認取消しについて通知すること。認証機関に対し、評価中の案件及び評価状況を報告すること。

## 7.6 評価機関リストへの掲載

認証機関は、評価機関が以下の①～⑤のいずれかに該当する場合、機構が管理する Web サイトに掲載されている評価機関リストでその内容を公開する。

- ① 評価機関として、認証機関が承認した場合 (4.2 参照)
- ② 承認された評価機関の承認事項に変更が生じた場合 (7.2 (2) 参照)
- ③ 評価機関リストに掲載された内容に変更が生じた場合 (7.2 (4) 参照)
- ④ 評価機関が評価業務を廃止した場合 (7.4 参照)
- ⑤ 認証機関から評価機関の承認の一時停止又は取消しを受けた場合 (7.5 参照)

## 第 8 章 評価者資格の維持に係る要求事項

認証機関は、資格保持評価者に対して、次に掲げる事項を評価者資格の維持に係る要求事項として適用する。詳細な手続については、「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」で定める。

### 8.1 資格保持評価者に対する要求事項

- (1) 資格保持評価者は、「制度基本規程 (JSS-01)」、「ラベル取得要求事項 (JSM-02)」及び本要求事項に精通し、遵守すること。

- (2) 資格保持評価者は、「評価機関評価業務適格性チェックリスト」に記載した内容に虚偽がないことを保証すること。
- (3) 資格保持評価者に求められる特質は、以下の ISO 19011 の 7.2.2 に定められた個人的特質を準用する。  
 a) 倫理的である、b) 心が広い、c) 外交的である、d) 観察力がある、e) 知覚が鋭い、f) 適応性がある、g) 粘り強い、h) 決断力がある、i) 自立的である、等の説明を参照のこと。
- (4) 職員（常勤・非常勤・短時間勤務者・1年以内の休職者を含むが、1年以上の休職者及び派遣労働者は含まない。）であること。
- (5) 評価対象の開発部門（適合ラベル取得申請部門も含む。）から技術的判断に影響し得る不当な営利的、財務的又はその他の圧力を受けてはならず、常に公平性及び独立性の確保を求められ、これに反する行為を行ってはならない。以下の①～③の要件をすべて満たす場合に限り、その評価作業に関与することができる。
- ① 評価機関が属する法人及びその親会社が、評価対象製品の申請部門及び開発部門が属する法人とは同一でないこと。
  - ② 評価対象製品に係る開発や評価用提供物件の作成支援に過去2年間において一切関わっていないこと。
  - ③ 評価対象製品の申請部門及び開発部門と、過去2年間において利害関係がないこと。
- (6) 適合評価における適合基準のレベルは、資格保持評価者に対して付与された適合基準のレベルの資格の範囲を超えないこと。
- (7) 資格保持評価者は、同時に複数の評価機関の評価者として認証機関に登録することはできない。
- (8) 資格保持評価者は、「評価報告書」及び「所見報告書」を適切に作成できること。「評価報告書」の品質に問題があり、認証レビューが多数発行され正常な評価の実施が困難と判断された場合、認証機関より評価者資格を抹消される場合があることに留意すること。
- (9) 資格保持評価者は、評価機関が提供する最新の技術及び評価手法に関する適切な教育・訓練を定期的かつ計画的に受講すること。また、情報処理技術、特に TCP/IP 等のネットワークの専門知識及び情報セキュリティ技術や暗号技術等の専門知識を維持していること。
- (10) 資格保持評価者は、ペネトレーションテストを主体的に実施した製品の「評価報告書」を作成した実績が2年間で5件以上ない場合には、IoT製品の評価作業で必要となる最新の脆弱性に関する知識、ペネトレーションテスト及び脆弱性分析に係る教育・訓練を

2年間に20時間以上受講すること。

## 8.2 資格保持評価者の登録変更の届出

評価機関は、資格保持評価者の氏名、E-Mail を変更する場合は、速やかに「評価者資格付与登録事項変更届」を認証機関に提出すること。当該変更届の提出により資格保持評価者の登録内容は変更される。

## 8.3 評価者資格の維持申請

評価機関は、在籍する資格保持評価者が担当する評価業務の状況及び評価機関が構築した教育・訓練プログラムの履修の状況を管理しなければならない。評価機関は年1回、次に示す要求事項のとおり評価者資格の維持申請を行うこと。

- (1) 認証機関は、4月1日時点で評価機関に所属するすべての資格保持評価者（常勤・非常勤・短時間勤務者を含むが、休職中及び派遣労働者は含まない）に対する前年度の適合評価実績の報告を評価機関に依頼する。  
評価機関は、認証機関が指定した期限以内に、資格保持評価者が担当した評価業務の実績、及び評価機関が構築した教育・訓練プログラムの履修の実績を報告する。
- (2) 認証機関は、資格保持評価者の担当する評価業務の実績報告により、当該資格保持評価者の資格付与の維持について可否判断し、その結果を評価機関に通知する。  
評価機関は、通知文書の受領後30日以内に資格付与の維持を認められた資格保持評価者を記入した「評価者資格維持申請書」を認証機関に提出し、認証機関が定める申請手数料（「評価機関承認業務手順 (JSM-01-B)」別表に記載された額）を支払う。
- (3) 評価機関が「評価者資格維持申請書」を期限内に提出しない場合、又は資格付与の維持を認証機関から認められない場合は、評価者資格が抹消される。

## 8.4 資格保持評価者の離職の届出

評価機関は、資格保持評価者が離職する場合は、当該資格保持評価者が離職した日から30日以内に「資格保持評価者離職届」の“離職の期日”を記載し、認証機関に提出しなければならない。

認証機関は、「資格保持評価者離職届」の提出により評価者資格を抹消する。

## 8.5 資格保持評価者の復職の届出

- (1) 離職した者は、以下の①～④すべてを満たした場合に同じ評価機関へ資格保持評価者として復職することができる。なお、付与される適合基準のレベルの範囲は以前を同じであることを原則とするが、評価機関が承認されている適合基準のレベルの範囲を上限とする。

- ① 復職予定者が、IoT製品の評価作業で必要となる最新の技術及び評価手法に関する適切な能力を維持していること。
- ② 評価機関が①を確認すること。

- ③ 評価機関が、「資格保持評価者復職届」に必要な書類（「評価機関承認申請手引 (JSM-03-A)」に定める書類）を添付して認証機関に提出すること。
  - ④ 評価機関から認証機関に「資格保持評価者復職届」が提出され、その受領日が、認証機関に提出した当該復職予定者に係る「資格保持評価者離職届」に記載の“離職の期日”から1年以内であること。
- (2) 評価機関は、復職した資格保持評価者の当年度の登録維持申請を行っていない場合は、8.4により「評価者資格維持申請書」を認証機関へ提出し、申請手数料を支払わなければならない。
- (3) 認証機関は、復職した資格保持評価者の評価者資格を再登録する。

### 8.6 評価者資格の抹消

資格保持評価者が、以下の①～⑥のいずれかに該当する場合、認証機関から評価者資格を抹消される。

- ① 資格保持評価者が「制度基本規程 (JSS-01)」、「ラベル取得要求事項 (JSM-02)」及び本要求事項を遵守しなかった場合
- ② 認証機関による資格保持評価者の資格維持の審査の結果、資格維持が認められなかった場合
- ③ 評価機関が資格保持評価者の登録維持申請を、認証機関の定める期限内に行わなかった場合
- ④ 資格保持評価者が離職した場合
- ⑤ 認証機関が評価業務の監査を通じて、資格保持評価者が本要求事項に記載される事項を満たしていないと判断した場合
- ⑥ 評価機関が廃止の届出を行った場合

附 則 (令和8年6月5日 2026情セ技第61号制定)  
(施行期日)

- 1 この要求事項は、令和8年6月5日から施行する。